

## 鳥取県告示第719号

平成23年鳥取県告示第582号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ドラッグコスモス車尾店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 意見を提出した市町村

米子市

### 2 意見の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間が24時間とあるが、鳥取県公害防止条例において午後10時から翌日の午前6時まで深夜騒音の規制があるので、トラックの出入シャッター開閉に配慮が必要である。

### 3 縦覧に供する期間

平成23年12月13日から1月間

### 4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課